

第4回1か月児健康診査に係る都内
共通受診方式の導入に向けた検討会

令和8年2月12日

(午後 7時00分 開会)

○砂賀事業連携担当課長 まだおそろいでない委員もいらっしゃるんですけども、定刻になりましたので、ただいまから第4回1か月児健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会を始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、また大変遅い時間にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は福祉局子供・子育て支援部事業連携担当課長の砂賀でございます。本日進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず資料のご確認をお願いいたします。

次第めくっていただきました1ページ検討会の設置要領、めくっていただきました3ページ検討会委員名簿、4ページ資料3、検討の進め方、5ページ資料4、導入に当たっての決定事項、6ページ資料5、受診票の様式、10ページ資料6、連絡票様式、11ページ資料7、標準要綱、15ページ資料8、事務の手引き(案)、大分進んでいただきまして、26ページ資料9、医療機関・都民向け周知等について、それ以降が参考資料となっております。

お手元に資料がないなどは大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

それでは次に検討会の運営についてご説明させていただきます。本検討会は公開となっております。本日傍聴の方もいらっしゃいます。

また配布資料、議事録につきましては設置要領第10に基づき、後日ホームページで公開することになります。

議事録につきましては事務局で作成しまして、事前に委員の皆様を確認をさせていただきます。

また本日はオンラインによる実施となっております。ご発言の際は手を挙げるのボタンを押していただきまして、私から指名の後にミュートを外してご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、次第の2、委員紹介に入ります。資料2をご覧ください。

関係団体、関係行政機関の区分ごとに五十音となっております。名簿順にご紹介をさせていただきます。

順天堂大学医学部附属順天堂医院小児科・思春期科准教授、池野委員でございます。

○池野委員 よろしくお願ひします。

○砂賀事業連携担当課長 東京都医師会副会長、川上委員でございますが、遅れてのご参加になります。

続きまして、東京小児科医会副会長、澤田こどもクリニック院長、澤田委員でございますが、澤田委員も遅れてのご参加になります。

続きまして、国分寺市子ども家庭部子育て相談室長、坂本委員でございます。

○坂本委員 坂本です。よろしく申し上げます。

○砂賀事業連携担当課長 続きまして瑞穂町福祉部子ども家庭センター課長、島崎委員で
ございます。

○島崎委員 島崎です。よろしくお願いたします。

○砂賀事業連携担当課長 続きまして、中野区地域支えあい推進部鷺宮すこやか福祉セン
ター所長、平田委員でございます。

○平田委員 平田です。よろしくお願いたします。

○砂賀事業連携担当課長 事務局として、子供・子育て施策推進担当部長の瀬川が出席し
ております。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 瀬川です。どうぞよろしくお願いたします。

○砂賀事業連携担当課長 そのほかの職員は名簿をもって紹介にかえさせていただきます。
続きまして次第の3、都内共通受診方式導入に当たっての方向性に入ります。

4ページからの資料3に検討の進め方を添付しております。都内共通受診方式の導入
については、昨年11月に五者協にて協議を行い、令和8年、今年10月から開始する
こと、また公費負担額等について合意いただいたところでございます。

本日は、青枠で囲ったとおり、導入に当たっての決定事項についてご報告させていた
だきまして、事務の手引きや医療機関、都民向け周知に関することについてご議論いた
だきたいと考えております。

それでは資料4から資料7まで事務局から説明させていただきます。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） 事務局の川嶋です。それではまず初めに資
料4、都内共通受診方式導入に当たっての決定事項をご覧ください。

こちらの内容につきましては、これまでの検討会でもお示ししてまいりましたが、共
通受診方式導入に当たっての決定事項になります。前回からの修正は主に赤字下線の部
分になります。

まず、対象施設につきましては、資料に記載のとおり、産婦人科・小児科を標榜する
医療機関といたしまして、その下の健康診査の内容は資料5として添付の受診票のとおり
となります。

その下の公費負担額につきましては1回当たり6,000円といたしまして、1回ま
で公費負担対象となります。

こちらは五者協でも合意いただいたところでございます。

次に、受診票利用開始日についてですが、前回の検討会では、資料上、令和8年10
月1日以降に出生した児としておりましたが、産婦健診の検討会において、医療機関等
の混乱を避けるためにも、10月1日に受診した産婦としたほうがよいとのご意見をい
ただき、本検討会においても同様のご意見をいただきました。

これを受けまして、受診票利用の対象は、令和8年10月1日以降に受診した児とい
う形にいたしました。

その下の制度周知の部分につきましては最後の議題でも触れさせていただきます。

最後の契約請求事務の流れについてでございますが、こちら産婦健診の検討会や本検討会でいただいたご意見を踏まえまして、3枚つづりの受診票のうち、保護者控はブランク部分を設けるため、複写の都合上、2枚目と3枚目の順番を入れ替えました。

続いて資料5の受診票についてでございます。

まず受診票の表紙といたしまして、受診の方法や時期、それから注意事項等を記載した1か月児健康診査のご案内をつけまして、その下に3枚つづりの受診票を添付いたします。

7ページ目からが受診票の本体になります。

1枚目は甲といたしまして、医療機関控になります。

こちらは前回から内容の変更はございませんが、右上に、区市町村の公印を印字できるスペースを設けてございます。

2枚目は乙といたしまして、医療機関が国保連に送付する請求原票でございます、こちらは最終的に区市町村の手元に届くものになります。

内容は1枚目の医療機関控と変更はございません。

3枚目は丙といたしまして保護者の控えになります。

これまでの検討会などのご意見を踏まえ、上段のアンケート部分や、その下の医療機関が記入する保護者の心理状態の不安や育児環境等に関する部分は、複写されないような形にしております。

続いて資料6の連絡票についてでございます。

こちらは保護者の心理状態や育児環境等で気になる場合など、区市町村のフォローを急ぐ場合に、医療機関から区市町村へ連絡するための連絡様式になります。

前回からの変更点といたしまして2点ございます。

1点目は、上段の氏名等の個人情報欄につきまして、医療機関で記載いただかないようにしたほうがよいとのご意見がありまして、グレーの網かけをしております。

この様式を送付後に電話等でやり取りを行い、受領した区市町村が聞き取りにより記載するものとしています。

こちらは産婦健診でも同様の様式を使用予定でございますが、今週月曜日に開催した検討会の中で、全く書かないのは取り違い等も発生しかねないため、イニシャルは書いたほうがよいのではとのご意見をいただいたところでございます。

こちらは、この後ご説明する手引きの中でも示すよう修正してまいりたいと考えてございます。

2点目は、いつ頃電話が来るのか、どちらが電話をするのか等が分かるようにしたほうがよいとのご意見がありまして、一番下にチェック欄を設けました。

最後に資料7の標準要綱についてでございます。

こちらは各区市町村が要綱を定める際の標準的な要綱になります。

対象や実施期間、実施方法などを具体的に記載しております。

資料4でご説明した決定事項に関する内容も盛り込まれてございます。こちらの要綱につきましては五者協に付議をいたしまして、了承されたものになります。

私からの説明は以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ただいまの件につきまして、これまでの議論を踏まえまして修正漏れ等、何かお気づきの点がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして次第の4、事務の手引きに入りたいと思います。

こちらにつきましては前回の検討会でもお示しいたしましたが、修正点等につきまして事務局からご説明させていただきます。15ページ、資料の8をご覧ください。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 事務局の藤原です。医療機関向け、1か月健康診査の事務の手引き（案）につきまして、資料4の決定事項でお伝えしましたことを反映しておりますが、修正しました部分をご説明いたします。

15ページは共通受診票を利用開始日の部分について受診票の利用の対象は、令和8年10月1日以降に受診した児、さらに10月以前に受診した場合は使用できませんという点について修正をいたしました。

対象者の部分の修正点は、二つ目の米印、原則、都内に居住する乳児が対象ですというものと、受診票の住所欄や乳児のマイナ保険証等で確認をお願いしますという点です。続きまして16ページの修正はございません。17ページに移ります。

3枚複写の2枚目と3枚目を入れ替えました。

1枚目、医療機関控、2枚目、請求原票、3枚目、保護者本人控となっており、赤字米印で書いてございます、2枚目と3枚目の順番が、妊婦健診・乳幼児健診とは異なるため要注意と追記いたしました。

受診票の記載部分では、青枠の左上の受診日と現在右下に赤枠の日付欄がございます。ここを同じことにするようという追記をしております。

18ページに移ります。修正はございません。19ページへ進みます。

新生児聴覚検査の項目に米印で、いずれにも丸がないと、返戻処理になりますのでご注意くださいを追記しております。

20ページは修正ございません。21ページに移ります。

今後の指導と区市町村への連絡事項の部分でございます。

いずれかに丸をつけるに修正しています。

複数という、言葉を前回までは入れておりましたけれどもいずれかのみ修正しました。

22ページに移ります。

引継ぎが必要な例といたしまして、囲った部分ですが、新生児聴覚検査や先天性代謝

異常等検査の要精密で未受診の場合という例を追記してございます。

23ページに移ります。

連絡票の上の段の個人情報欄をグレーの網かけにしています。また右側の記入例に、対象者の誤りがないよう、氏名欄にイニシャルなどを記載と追記いたしました。

もう一点は一番下の部分に電話をします、電話をくださいのどちらかにチェックを入れるように追記をしています。

24ページに移ります。

F A Qとなりますが、対象者が二つ並んでおりまして二つ目を追記してございます。

10月以降に受診した児が、受診票なしで受診した場合の対応は、保護者または医療機関から区市町村にご連絡の上、受診票を区市町村からお受け取りください。ただし、令和8年度末までの経過措置として、区市町村により償還払いが可能な場合もございますので、各区市町村の窓口にお問合せくださいといたしました。

その下の項目です。請求事務を追記しました。誤って請求原票を保護者に渡してしまった場合の国保連への請求について、医療機関控えの写しを国保連へご送付ください。米印で受診票発行地の区市町村に事前に連絡し、連絡日と担当者〇〇様了承済といった旨を記載した付箋を受診票に貼った上で、送付をお願いしますとしています。

米印で、本人控えの写しでは請求できない可能性があるためご注意くださいといたしました。

続いての25ページにつきましては、修正はございません。

以上で、手引きの修正点の説明を終わります。

○砂賀事業連携担当課長 ただいまご説明しました内容につきまして、ご意見、ご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

○池野委員 お伺いしてもよろしいでしょうか。

○砂賀事業連携担当課長 はい、お願いいたします。

○池野委員 イニシャルを一部のところで使えますということをお伺いしまして、ちょっと僕もなかなか分からなかったんですけど、結構外国籍の方でお名前も複雑な方になっていると氏名がファミリーネーム、ファーストネームというのが逆転していてこのファーストネームとかでいろいろ混乱が生じることは、病院の中で結構あるんですけども、そのほうに対しては、これはどの順番で書いているのかというのは明記されていらっしゃるんですか。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） ご質問ありがとうございます。

イニシャルの部分については、手引きの中で、今後修正をかけるというところがございますので、今いただいたご意見を踏まえまして、外国の方ですとか、そういうところも踏まえまして手引きの中でその修正をしていければと考えております。

よろしく申し上げます。

○池野委員 ありがとうございます。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

そのほかご質問等ございますでしょうか。

川上先生お願いいたします。

○川上委員 連絡票に関して、今、池野先生がおっしゃったことももちろん危惧されますので、せめて生年月日は記載にしたほうがよくないですか。

生年月日とイニシャルを合わせれば、多くの場合、電話連絡等で齟齬を生じることないと思いますので、外国の人だとしても、そのイニシャルが名前、姓の順だったのが姓名の順になっちゃったのかと言っても、せめてその推測ができて、かつ、生年月日で合わせれば、この児で間違いないなというふうに、二つコードが使ってあればまず間違えないと思うのですが、このグレーのところは全部電話だけで、何も書かずにというと、さすがに取り違える可能性があるかなと思いますので、いかがでしょうか。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） ご意見ありがとうございます。

こちら生年月日についても記載するほうがよいというご意見をいただきましたので、その旨、手引きのほうでも修正できればと思います。

ご意見ありがとうございます。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○川上委員 ごめんなさい、もう一個いいですか。

○砂賀事業連携担当課長 はい。

○川上委員 連絡票の見本の記入例のところ、母の氏名にイニシャルが振ってあるんですけどこれ子供の氏名のほうですよ。

基本1か月健診は、子供のための健診ですから、子供の名前のイニシャルと子供の生年月日に入れないと、これ間違いのもとだと思いますので、上段に母の名前が出ているんですけども。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） はい、ありがとうございます。

○川上委員 間違いを起こすんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょう。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） ご意見ありがとうございます。

現在例として、母のところにイニシャルを入れておりますが、1か月健診ですので、子供さんのところにイニシャルを入れるという形に変更いたします。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

○池野委員 児の氏名のほうが上段のほうがよろしいですかね、やっぱり。

○砂賀事業連携担当課長 いかがでしょうか。ぱっと見、目がいくという意味では上のほうが目立つのかなとは思いますが。

○川上委員 これって私たち小児科医の側から見ると子供の名前が優先されると思うんですね。だけど、産婦人科の先生から見ると、母の名前のほうが優先されると思うので、

どちらを上にするのがいいかというのは、立場によって変わってくると思うんですが、1か月健診をなさる医療機関がどちらを受診されたかによって、どちらのほうを使いやすいかわかってくると思いますので、私は小児科医なので子供が上のほうが書きやすくなって心の中では思ってしまうかもしれませんが、これは産婦人科の先生の立場ではどうか分からないことだと思うので、それはもう皆様のご意見でそういうふうになったらそれに従うと、気をつけて使うということになると思います。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

そうしましたら、こちらにつきましては事務局のほうで後ほど検討させていただきたいと思います。

それからすみません、平田委員、手を挙げていらっしゃるんですけどもいかがでしょうか。

○平田委員 すみません、今識別の話をされていると思うんですけども、同じく連絡票の件です。

よく自治体でやるのは住所全部書かないで、例えば新宿区だったら西新宿3丁目まで書いて送るとか、そういうことをよく自治体ではやるんですけども、そういうのはどうですかね。

一応そういうものでも識別できるのかなと思いますのが一つと、それから自治体側の都合ですけども、住所によって所管の保健福祉センターが分かっていたりするので、そういうものの目安もあって、町丁目までであると分かりやすいかなとちょっと思ったものですから。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） ご意見ありがとうございます。

住所の部分につきましては、基本的には保健センターなど住所別の連絡送り先という調査を今後させていただいた上ということになりますので、事務局としましては住所を記入するということにつきましては、個人情報が増え続けていくということもありまして、送り先を変えるということでは何とか解決できないかというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

○平田委員 別に判別できればいいんですけども、住所があったほうが分かりやすいかなと思ったものですから、確かに個人情報の量が増えちゃうので、そこは事務局にお任せします。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

イニシャルと生年月日と住所ということではいろいろな組合せが分かりやすくはなるんですけども情報量が多くなっていくというのはありますので、いずれか二つぐらいの形で事務局のほうで判断させていただければと思います。

ご意見ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら続きまして、次第の5、医療機関向け・都民向け周知等について資料9に添って事務局から説明をさせていただきます。26ページ目をご覧ください。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 医療機関向け・都民向け周知等について藤原が引き続きご説明いたします。

健診を実施する医療機関に対しましては、資料8でお示しした手引きをお送りすることと、研修を行ってまいります。

いずれも6月から9月に予定をしております。

スケジュールについては下のほうの表をご覧くださいと思います。

研修内容としましては、1か月児健診の項目について、また保護者の健康状態の理解について、情報連絡票の活用方法について、精神科医療機関・行政等の連携についてなどを考えております。

研修内容につきましては、皆様からのご意見も頂戴できればと思っております。

また都民向けには4月ぐらいからチラシ、東京都ホームページ、各区市町村のホームページなどによって周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○砂賀事業連携担当課長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

この検討会の中でも質の担保というのは、非常に貴重なご意見としていただいております、その点でも研修の内容については特に重点的に意見をいただけたらというふうに考えております。

いかがでしょうか。

そうしましたら、指名させていただいて大変恐縮なんですけれども、以前、質の担保ということで医師の皆様からご意見が出たというふうに記憶しております、池野先生、もしこんな内容をやっていただけると、というところがあれば教えていただけますでしょうか。

○池野委員 そうですね、僕都民向けのこういったちょっと情報を周知させるということで、少し疎いもので、見ている分には4か月、最低4か月の時間を取っているのも十分ではないかなと思うし、我々一緒になって医者側もやっぱりそういった発信側にやっぱり協力していく形になるので、期間的にはいいんじゃないかなと思ったんですけどほかの先生方いかがでしょうか。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

急に振って申し訳ございません。川上先生いかがでしょうか。

○川上委員 そうですね、大きな病院で、今までも1か月健診を病院でほとんどのところでは実施されていると思いますので、内容が周知されていれば、改めての研修は病院に関しては要らないかなと思います。

あとは開業小児科でもしやる場合といったときには、地区医師会に任せてもいいのか

などは思います。やるかやらないかも含めて、どのぐらいの医療機関が手を挙げるかというところにも関わってくると思いますので、東京都としてやらなくても、地区に任せさせていただいて、実際、実装する前に、地区医師会に連絡を東京都医師会としても送りますので、その段階でもし地区ごとに必要であれば、地区の病院等で経験のある先生から研修を行っていただくという形でどうでしょうか。

文京区とか千代田区だと池野先生辺りにお声がかかってしまうかもしれませんけれども、そういう形でもいいんじゃないでしょうかね。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

事前にご説明していなくて大変申し訳なかったんですけども、実は来年度東京都のほうで研修を実施するための予算というのを新規で確保させていただいておりまして、一旦は一元的に東京都で制度の周知ということも含めて、全体で対面とオンラインで実施していけたらなというふうには考えております。

それでももしまだ届いていないような医療機関等がございましたら、今教えていただいたような形でも重ねて実施していけたらというふうに思っております。

すみません、今のお話も含めて澤田先生、いかがでしょうか。

○澤田委員 ちょっと外来が混んでしまって、遅くなって申し訳ありません。

ちょっと途中参加になってしまったんですけども、今のことについては、やはり周知は確実にしたほうが良いと思いますので、開業の小児科医たちも、この1か月児健康診査については、いつ頃始まるのかと、どういうふうにして始まるのかというようなことは、みんな興味というか、知識を得たいと思っていると思うんですけども、なかなか始まらないねというところですので、これを周知するためにやっぱり開業医にはですけども、地区医師会で、これは周知させるというのは、それぞれ予算も取れているということでしたら、ぜひ対面とオンラインですべき、していただきたいなと思います。

4か月とはいえ、それが長いのか短いのか、結構私短い期間だなと、これでこの期間で小児科医たちに周知するのというのはなかなか難しいかもしれないので、それを各医師会の努力も必要なのではないかなと思いますので、なるべく早く通知をして、始めたほうがよいのではないかと考えています。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

制度の周知につきましては、ぜひ医師会様とも相談させていただきながら、確実に実施できるように努めてまいりたいと思います。

そのほか、自治体様の視点も含めまして、ご意見ございます方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

すみません、ちょっと議事が駆け足になりまして恐縮ですが、議事としましては以上になります。

全体を通してご意見ご質問等ございます方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○池野委員 すみません、ちょっとやっぱり戻ってしまうんですけどもさっきのイニシャルでの識別というところに関して言うと、生年月日も付け加えるということだったんですけども、ツインのMD双胎で同じ日に生まれて、結構名前が近しい名前をつけられる方もいらっしゃるの、少しそれは単体で判別するかということになってくると、住所もそこで変わってきますし、なかなかイニシャルも難しいんだろうなと思うので、その辺りだけ少し何か修正、双子の対応というのをちょっと中に入れてもいいのかなという気はしました。

すみません、お忙しいところ。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

今のようなところも識別を意識した情報が電話ですとか、この紙の中でもやり取りできるようにということにつきましては、マニュアルに追記させていただきたいと思えます。

そのほかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

平田委員お願いいたします。

○平田委員 すみません、意見というか確認なんですけれども、この都民への周知の部分です。

母子バッグに、産婦健診も同じなんですけれども、母子バッグに入れるとかそういうのって決まっていたんではたっけ。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） ご質問ありがとうございます。

こちらのチラシにつきましては、来年度の予算でこちら作成予定でして、各区市町村様から必要部数などを確認した上で、送付させていただければと考えております。なので4月配布の母子バッグには間に合わない状況ですので、届き次第、新しく来る方に関しては、母子バッグと併せて周知いただければと考えております。

よろしく申し上げます。

○平田委員 分かりました。ありがとうございます。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら最後に、担当部長の瀬川よりご挨拶申し上げます。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 福祉局子供・子育て施策推進担当部長の瀬川でございます。

本検討会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思えます。

本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、また貴重なご意見を頂戴し、誠にど

うもありがとうございました。

昨年3月に設置いたしました本検討会でございますが、早いもので今回が最後となりました。都内共通受診票の導入に当たりましては、健診内容や公費負担額、そして受診票様式や事務フローなど具体的な内容について協議をさせていただき、今年の10月から、晴れて開始することという運びになってございます。

それもひとえに委員の皆様方の活発なご意見、またご尽力のおかげであると大変感謝しております。誠にどうもありがとうございます。

今後医療機関や妊産婦等への制度の周知など、東京都医師会さんのほうと十分相談もさせていただきながら、しっかりと周知について準備を進めていきたいと思っております。

また、先生方、最後にもいただいたその識別の問題も、これ非常に大事な問題だと改めて受け止めたところでございますので、事務局のほうでこの点は検討して、マニュアルのほうに反映していきたいと思っております。

引き続き委員の皆様におかれましては、この1か月健診をはじめ、東京都全体の子供・子育て施策にご理解・ご協力を今後も賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

本日は誠にどうもありがとうございました。

○砂賀事業連携担当課長 それでは、第4回検討会を終了させていただきます。

本当に皆様お忙しいところありがとうございました。以上でございます。

(午後 7時36分 閉会)